

# 公 告

令和三年度の鮎漁に関し次のとおり公告する

## 一、解禁日

区	域	解禁日
1	江川本流、釣のみ	六月一日 日の出
2	江川支流、釣のみ（濁川断魚渓より上流を除く）	六月一日 日の出
3	江川本流（渴水区の本・支流を除く）網類	六月一日 正午
4	江川美郷町渴水区の本流の投網	六月十五日 正午
5	江川美郷町渴水区の本流の刺網	七月一日 正午
6	江川支流の濁川断魚渓より上流、釣のみ	七月一日 日の出

①江川の各支流においての網類の使用は八月一日正午より、にぎりかきについては増水時、まち網については増水後の引き水のみ使用を六月一日から認める。

②濁川断魚渓下流、八戸川第一発電所放水口下流、出羽川においての二種漁法及び火器（照明器具）の使用は八月七日正午より、八戸川第一発電所放水口上流は九月十日正午より

## 二、遊漁料（消費税を含む）

区分	釣	漁	投網、にぎりかき漁
一年 一日	一一、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一七、〇〇〇円
一年 一〇、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	一七、〇〇〇円

江川支流各河川に於ける投網漁業については、特別許可漁業のため入漁証は江川漁業協同組合事務所に於いてのみ発行する

投網漁業の年券入漁は本流のみとする

但し中学生以下は無料

身体障がい者でその手帳を携帯している場合

あゆ漁業については一般の遊漁者の二分の一の入漁料とし、あゆ以外については無料

令和三年四月十四日

◆ 江川漁業協同組合長

入漁者の皆さんにお願い！

- 親魚保護のため、十月十五日から十一月三十日までを全面禁漁とする。ただし、江の川漁協との入合区域（両国橋下流端から広島県三次市作木町と島根県邑智郡美郷町との県境までの江の川本流）については十月二十日から十一月三十日までとする。なお、邑智郡美郷町都賀行大橋中心より上流200mから下流浜原ダム湖までの間、試験研究等の目的で特別採捕許可を受けたものはこの限りでない。

● 入漁の場合次のことについて御注意の上協力下さい

1、漁場において他の入漁者のさまたげをしないこと、特に投網をされる方にお願いします

2、遊漁鑑札は必ず持参下さい